

老人福祉施設における差別事件

(同和問題に関する差別事件を中心とした)

## 初動対応マニュアル

人 権 福 祉 連 絡 会

## 「 目 次 」

○ はじめに	… 1
○ 「差別に関する基本的認識」	… 2
1 同和問題について	
2 差別とは	
3 差別行為とは	
4 差別事件の処理とは	
5 差別事件発生の要因	
6 差別行為の発生	
○ 「対応にあたっての留意点」	… 6
1 調査にあたって	
① 問題提起者	
② 被差別者	
③ 差別者	
④ 他の施設入所者	
⑤ 家族、親族	
2 分析にあたって	
○ 「日常からの対策、啓発に向けて」	… 8
1 施設内において	
2 地域において	
○ 差別事件が起こった場合の取り組みについて (参考フロー)	… 9
○ 差別事件調書 (参考例)	… 10
○ 最近の老人福祉施設における差別事件の概要	… 11
○ 差別事件の参考処理方法 (市町村)	… 16

## 「はじめに」

「差別をしてはいけない」、「差別事件は起こってはならない」とみんなが思っていることです。

また、人権に対する意識は社会全般からみれば次第に高まってきています。

しかし、このような今日であっても、さまざまな分野の人権問題に関わる誹謗、中傷、忌避、排除などの差別事件が発生しているという現実があります。

私たちの管内の老人福祉施設においても、同和問題に関する差別事件が何度か起こっています。

そこで、今回当会では同和問題に関する差別事件の発生に対して、まずその現場の職員がどのような行動をとればよいか、マニュアル化できないかと考え、本年度から検討に入りました。

差別事件の発生は特定の施設だけの問題とは考えにくく、皆さんの身近なところでも起こっているかも知れません。

自分には関係ないという意識の中、見過ごしているのか、又無意識のうちに自ら目を被っていることもあるかもしれません。

本冊子では、同和問題に関する差別事件の発生に際しての対応を中心に作成していますが、まず、差別を明確にそれと気づき認識することが大切であり、それが全ての差別をなくしていくことにつながっていくと考えております。

日頃から、人権尊重の視点に立って、自分自身の身の回りを点検する必要があり、本編がその気づく力の向上に一役を担えれば幸いです。

本編は将来に向けての第一歩であり、まだまだ改良を重ねていかなければなりません。

これからも自己の研鑽に努め、人権意識の高揚にむけて感性を高め、広がりのある取り組みを続けていきたいと考えています。

私たちの試みが差別のない、人権が守られる、明るい福祉現場の実現への一助となりますことを願っています。

2006年 2月 6日  
人権福祉連絡会

## ○「差別に関する基本的認識」

### 1 同和問題について

同和問題とは、日本社会特有の人権問題です。

日本の歴史の過程において作られた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、基本的人権を侵害され、何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、深刻にして、重大な社会問題です。

明治4年（1871年）のいわゆる「解放令」により、旧来の身分制度はなくなりましたが、同和地区出身であることや、そこに住んでいること等を理由に、さまざまな形で不利益を受け、人間としての尊厳を傷つけられる差別問題、日本人が同じ日本人である一部の人々を、不合理な理由により差別し、日本国憲法で保障された「自由と平等」が侵害されるという、それが同和問題です。

### 2 差別とは

個人に帰すことのできない根拠、本人の意志、努力によってどうすることもできない事柄（出身地・職業・学歴・性別・家柄など）、また全く根拠とするところがない事柄に基づいて、不平等、不合理、不利益な扱いを受けることです。

また、差別の発生は、人々の内面にある「予断と偏見」に起因するといわれています。

#### ※「予断と偏見」

予断とは、

自分のもつ過去の経験・知識・記憶などの範囲で、事実を確かめることなく判断することです。自分のイメージに合う場合は、好意的に受け入れるが、合わない時は、それを否定します。

偏見とは、

ある種の集団・対象に何ら合理的な根拠がなく、人々が示すステレオタイプ化した友好的ではない態度や考え方をいいます。

ある集団に属している人を、一人ひとりの個性や特性で見るのでなく、集団を全てまるごと否定的に見てしまうことです。

#### ※ステレオタイプ

ある種の事柄が、ひとつふたつあると全部をひとまとめにして考えてしまうことです。

例えばある集団の中の人が2、3件事件を起こしたりすると、その集団の人は皆な悪いというように、わずかな例だけで全てを判断してしまうことです。

### 3 差別行為とは、

人間尊とく・人間蔑視の意識の中、ひぼう、中傷、忌避、排除、身体的攻撃等を行うもので、それが言語や文字、行為などを通してあらわれてくるもので、同和問題を例にとれば次のようないろいろな形があります。

- ・ 言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する。
- ・ 差別用語は使用しないが、それとわかる表示の仕方で差別する。
- ・ 就職・結婚などのとき、同和地区住民であるという理由でわけへだてをする。この際、表面的には他の理由づけをすることが多いが、眞の理由が部落差別によるものが少なくありません。
- ・ 非合理的な偏見からくる感情によって、日常生活の中で交際を拒んだり、不自然な交際をする。
- ・ 部落差別、または差別の心理的土壌を利用する。  
落書きや投書などで個人攻撃、または一般への差別を拡散し、それを利用して相手を傷つけようとする陰湿なものです。
- ・ 差別をなくそうとすることにわざと障害になるような言動をする。  
この場合、差別をなくそうとする手段、方法などのちがいに対する意見までを障害と判断することは極めて危険なことです。

差別として取り上げることは、その人の責任を追及することに主な目的があるわけではなく、その差別が存在する土壤を浄化して、わが国の古い体質改善をはかる教材とし、差別をなくす取り組みに繋げていくことに目的があります。

#### 4 差別事件の処理とは、

差別事件の処理については、市町村の責任において対応することが、基本となります。

ですから、各施設等で事件が発生した場合は、直ちにその区域の市町村に報告することが必要となります。

その市町村が主体となり、関係機関と連携をはかりながら、事実の確認、調査、分析等事件の処理に当たります。

処理にあたっては、差別した人がその誤りを正しく理解し、自己改革につながるまで指導する忍耐と共に、差別について常に傍観者的立場にいるかなり多くの人たちに、その無責任さに気づいてもらう営みが大切です。

※ 以下5、6は例示です。全てを網羅しているものではありませんので、ご留意願います。

#### 5 差別事件発生の要因

- ・ 同和地区に対する過去からの偏見が払拭されず、根強く心に潜在している。
- ・ 相手を罵倒する言葉として、賤称語また地区名が心の中に記憶されている。
- ・ 高齢化による思考能力の低下、認知症の発生。
- ・ 生まれ育ってきたこれまでの生活環境（家庭・地域・学校・就労・結婚）において、誤った考え、偏見が植え付けられ、それが温存されたまま、いずれの時期においても、それを解消する機会を得ることができなかった。
- ・ 本人が差別を受けた経験を有する。
- ・ 人間の持つ優越感・劣等感。

## 6 差別行為の発生

- 自身が不本意と考える出来事の発生に対し、不快感または苦痛による感情の高ぶり（ある状況にこらえきれなくなり、相手を罵倒する等）をきっかけとして発生

出来事：内面的・・・何かの要因で過去の不快を感じた出来事を思い出す。

外的・・・本人の意に添わない外的な働きかけの発生。

（他の入所者の行為・施設職員の行為）

- 行為を発する対象となる人は、特定の人とは限らず、不特定の人の場合もある。

## ○「対応にあたっての留意点」

※ 以下の調査、分析については、市町村が主体となって行いますが、施設等においても安易に「市町村任せ」とするのではなく、差別をなくすため自ら主体的に取り組む姿勢が大切です。基本的な留意事項ですので、各施設等における対応の参考として下さい。

### 1 調査にあたって

- ・ 対応にあたっては、個人的な判断を避け、できるだけ複数である。ただし、相手の不安を増長させないよう、過度な人数にならないこと。

#### ① 問題提起者

- (1) 提起内容を真摯に受け止め、解決に向けて取り組みを進めることを伝える。  
又、本人が困難な立場に追い込まれるようなことに、ならないよう留意する。
- (2) 情報源の確認（いつ、誰から、どんな形で得たか）
- (3) 事実の確認（いつ、誰が、どこで、誰に、何を、どうしたか）

#### ② 被差別者

- (1) 本人の人権を守ることを最優先に考え、支援する態勢を整える。
- (2) できるだけ不安を解消し、安心して事実を伝えられる環境づくりに努める。

#### ③ 差別者

- (1) 本人の人権を考慮し、できるだけ不安を解消し、安心して事実を伝えられる環境づくりに努める。
- (2) 決して差別行為者が追い込まれ、バリアを張りつめることのないよう努める。
- (3) 事実確認とともに、行為者を責めるのではなく、その動機（原因）を聞き取る。（どういう気持ち、意図、）

- (4) 動機や要因、背景を探りながら、その誤りに気づかせる。
- (5) 差別は絶対に許さない姿勢を持ち、行為者から学ぶ姿勢で背景にあるものを探る。
- (6) 本人への啓発に向けては、決して早急な対応を目指すのではなく、本人の自己改革を図れるようねばり強く進める。

#### ④ 他の施設入所者（施設内の要因）

- (1) 周囲の入所者への（不確実な情報等の）拡散防止に努め、むやみに入所者に不安感を与えることのないよう努める。
- (2) 当事者以外に発生時の状況を知る者がいないか、確認し多くの情報を得るよう努める。
- (3) 日頃の状況。
- (4) 当事者どうしの関係、接し方。

#### ⑤ 家族、親族（社会的要因）

- (1) 家族等との連携を図り、入所以前の状況から背景等になり得たものの聴取を行う。

## 2 分析にあたって

- ・ 市町村が主体となり関係者間で緊密な連携をとりながら進める。
- ・ 関係者の総合的な意見を得ながら分析を進める。

○「日常からの対策、啓発に向けて」

1 施設内において

- ・ 明るく穏やかで、安心して生活できる雰囲気を保つ。
- ・ 日頃から明るく接し、また親身になって何でも話のでき、入所者の不平不満をきちんと受け止められる環境を作るよう心がける。  
(入所者同士、また入所者と職員の人間関係を良好保つ。)
- ・ 共同生活をする入所者の一員であるという認識の下、相手の立場に立って考えるという意識の向上を図る。
- ・ 研修会の実施（講話・映画鑑賞等）
  - ①入所者どうしの相互の連帯感・仲間意識を培う。
  - ②いたみを共感し、お互いを尊重しあう心を醸成する。
- ・ 差別を的確に認識し、差別として適正に指摘し、また正しく対応できる体制の整備強化を図る。
- ・ 一連の取り組みから課題を引き出し、施設全体の啓発に役立てる。

2 地域において

- ・ 一施設の問題と捉えることなく、関係した課題を生かし、広く啓発に役立てる。
- ・ 研修会、イベント等の実施
  - ①いたみを共感し、お互いを尊重しあう心を醸成する。
  - ②あらゆる世代を対象とできるよう、啓発に工夫をこらす。
  - ③差別事件を研修材料とした取り組みを行う。

## ○差別事件が起こった場合の取組について（参考フロー）

以下のフローは、あくまでも標準例です。

フロー図の流れにこだわるのではなく、差別をなくすための私たち自身の取組であることを認識いただき、速やかに取り組むことを主眼に置いてください。

◎事象の発生 : 差別と思われる発言、動作等を確認、目撃したときは、どんな小さな問題でも放置してはいけません。すぐ、施設長（もしくは上司）に報告し、指示を仰いでください。

↓  
◎初期指導 : その場で直ちに、発言内容、動作等を反復する等して、行為者に確認してください。

↓  
同時に、やってはならない行為であることを理解させるようにしてください。

◎事件性の判定 : 「差別事件として取り上げるべき案件かどうか？」について判断に迷う場合は、最寄りの市町村人権担当部局に相談してください。

↓  
→事件性がない場合には、行為者に対する教導等を進めてください。

◎関係機関への報告 → 市町村人権担当部局

↓  
報告に当たっては、別添「差別事件調書」（参考例）を参考してください。

◎対象者への支援指導 : 被差別者に対するアフターケア（特に心理的ケア）を進めてください。

↓  
差別者に対しては、再発防止に向けた取り組みを、施設内で進めてください。

◎事件を教訓とした取組へ

※差別事件かどうかの判定にこだわるのではなく、人権が守られる環境づくりに向けて、気にかかる事柄に気付いたら、まず、施設長（若しくは上司）に報告・相談し、指示を仰ぎましょう。即座に判断することが困難であれば、速やかに最寄りの市町村人権担当部局に相談するようにしてください。

差別事件調書（参考例）

① 施設名	○○施設
② 調書作成年月日	平成○年○月○日（月）
③ 事件名	○○施設入所者の差別発言
④ 事件発生日時	平成○年○月○日（日） 午前○時頃
⑤ 事件発生場所	○○施設内 1 階食堂
⑥ 差別者	Aさん 昭和○年○月○日生まれ（○才） 平成○年○月○日入所 ○町出身
⑦ 被差別者	Bさん 昭和○年○月○日生まれ（○才） 平成○年○月○日入所
⑧ 事件の概要	Aさん、Bさん他○人で、食堂において食事後懇談していたところ、AさんとBさんが口論になり、AさんからBさんに向けて「○○○（賤称語）」という発言があった。 その状況を同じ食堂にいたCさんから、施設職員が通報を受けた。

※本調書は、施設所在の市町村への第一報として、提出するための参考例です。  
記入については、可能な範囲で記載して下さい。

## 差別事件の参考処理方法（市町村）

福 第 516 号  
平成14年 2月27日

第 1 次 改 正  
人 権 第 97 号  
平成14年 4月 1日

第 2 次 改 正  
人 権 第 20 号  
平成15年 4月 1日

第 3 次 改 正  
人 権 第 201 号  
平成15年12月10日

第 4 次 改 正  
人 権 第 592 号  
平成20年 2月18日

第 5 次 改 正  
人 権 第 65 号  
平成21年 4月 1日

### （はじめに）

社会的・政治的ないしは法的な関係において正当化できない結果をもたらすような事実（皮膚の色・人種・性など）あるいはさまざまな社会的カテゴリー（文化的・言語上・宗教上・政治的意見その他の意見・民族系列・社会的出身・社会階級・財産・出生など）に属しているということに基づいた有害な区分が存在する。

差別とは、こうした特定の社会的カテゴリーに属している、又は属させられている人々に対し、権利や社会的利益を拒否・剥奪することにより不平等な取り扱いを生じさせることである。

国内的にも、国際的にも人権意識の高揚を図る必要がある今日、同和問題の解決への一翼を担ってきた差別事件処理の取り組みをあらゆる人権問題への取り組みにつなげ、その中で同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図らなければならない。

差別事件の処理に当たっては、県同和委員会が発行した「人権文化の創造」第四編「差別事件の処理」の項を参考とし、それに沿った形での取り組みを基本姿勢とし、その具体的な取り組み方法は次のとおりとする。

### 1 取り組む差別事件

様々な人権侵害の問題のうち、私人の間における誹謗、中傷、忌避、排除、身体的攻撃等の「差別事件」を取り扱う。

ただし、次のような問題は取り扱わない。

- ① 上記の問題に関わらない私人の間のトラブルと認められるもの
- ② 行政が取り組むべき問題で別の取り組みで対応すべきもの

- ③ 既に他の機関で調停等の手続が保障されているものでそれらの対応で十分な効果が期待できるもの。また県が取り組むことでその手続以上の効果が期待できないもの
- ④ 行政自身が差別の当事者となるもの（個別の職員が当事者となるもの、何らかの形で差別事件としての対応ができるものを除く。）

## 2 処理方法

差別事件の処理については、市町村の責任において対応することとする。その場合、市町村の主体性のもと、処理委員会等を設置し、その処理に当たるのが適切である。

但し、インターネットにおける差別事件等のように広域的に取り組む必要がある場合は、県において関係市町村と連携を図りながら対応する。

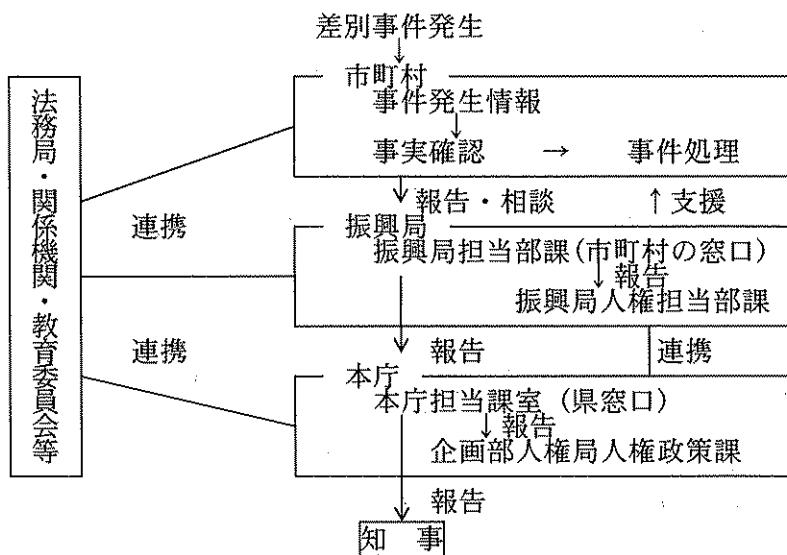
なお、市町村が処理すべきか、県が処理すべきかという判断は、個別具体的に（ケースバイケースで）市町村と県との協議のうえ判断する。

※ 当事者から直接県等へ相談があった場合は、事情聴取の上関係機関と協議して対応主体を調整する。

処理の基本的な手順は次のとおりとする。

### (1) 市町村処理ケース

- ① 差別事件が発生した場合、その発生した区域の市町村が関係機関と連携を図りつつ、主体的にその事件処理に当たる。
- ② また、差別事件の発生報告及び処理計画や状況の報告を、各振興局のそれぞれの事件に関わる人権問題の担当部課を通じて、知事に対し、市町村長名で報告を行う。
- ③ 各振興局の担当課では、市町村からの報告を受理した場合には、速やかに本庁担当課室に進達する。
- ④ 本庁担当課室は、企画部人権局人権政策課等関係課室や関係機関と連携を図りつつ、その報告のあった事件の市町村処理に対して、必要に応じ支援等を行う。  
この場合、振興局の担当課がその窓口となり、本庁と振興局が連携して、市町村の取り組みに対する支援等を行う。
- ⑤ 必要がある場合には、本庁関係課室による対策会議を設置するものとする。この場合において、対策会議は、それぞれの本庁担当課室が主宰するものとする。



(2) 県域として取り組まなければならないケース

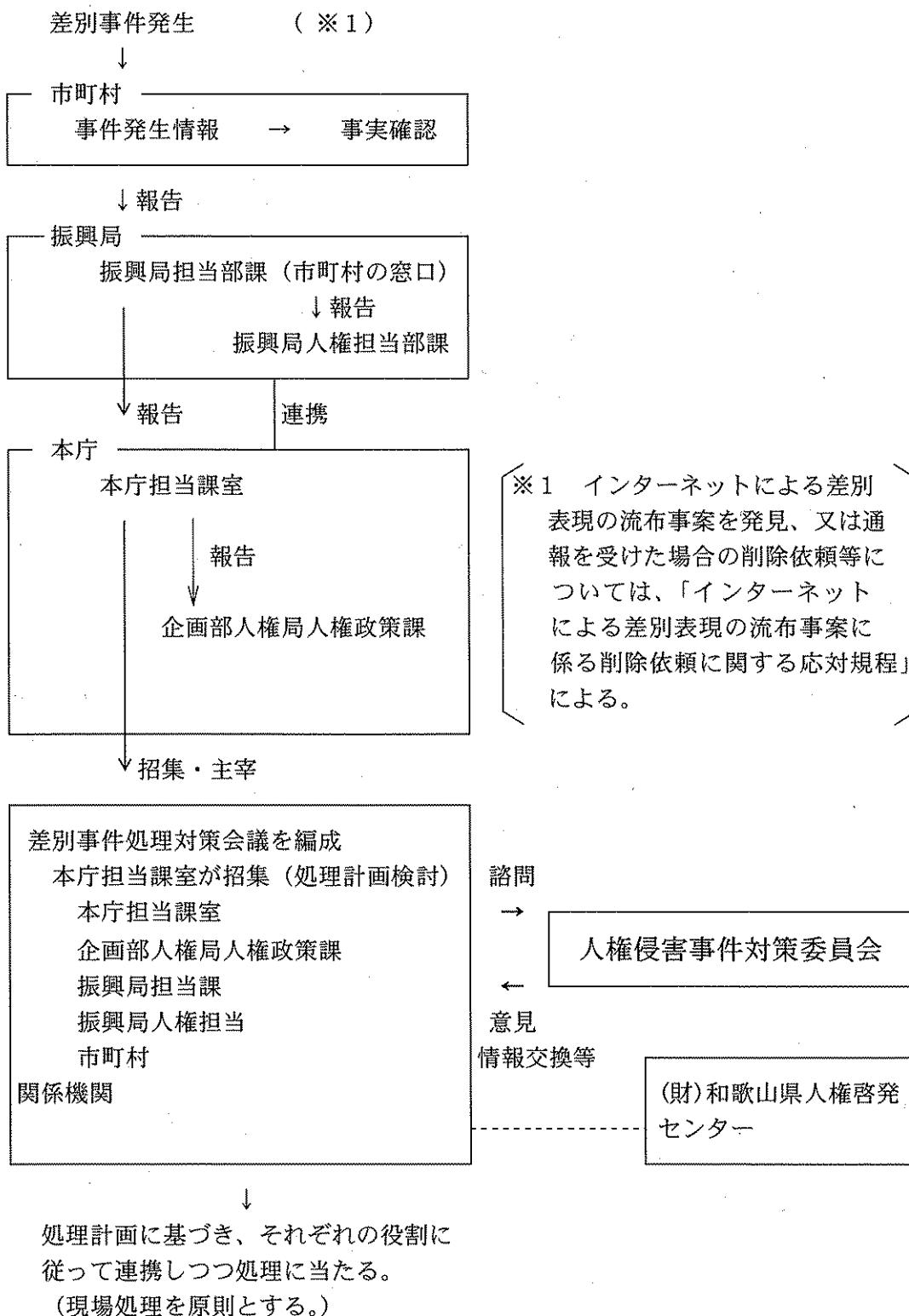
- ① 差別事件が発生した場合、市町村は事実確認を行い、(1)の場合と同様に各振興局を通じて県に報告する。
- ② 報告をした市町村と県との協議により、その報告された内容が県域として取り組まなければならないケースであると判断した場合、本庁に差別事件処理対策会議を編成し、対策会議は必要に応じて人権侵害事件対策委員会に意見を聞き、処理計画を策定する。  
また、差別事件処理対策会議は、それぞれの本庁担当課室が主宰し、企画部人権局人権政策課、振興局、市町村、関係機関等により構成する。
- ③ 差別事件処理は、その処理計画に基づき、差別事件処理対策会議のメンバーが連携して行う。
- ④ 差別事件の報告については、(1)と同様に行う。

※1 インターネットによる差別表現の流布事案（以下「事案」という。）に係る初動対応

上記(1)及び(2)に定めるほか、住民等から事案の通報があった場合、又は自ら事案を発見した場合の削除依頼等については、「インターネットによる差別表現の流布事案に係る削除依頼に関する対応規程」に基づき対応する。

(別紙)

## ＜差別事件処理フロー＞



### 「人権福祉連絡会」

この会は、湯浅町内の老人福祉施設におきまして、入所者による人権侵害、とりわけ同和問題に関する差別事件が幾度となく発生したことを契機として在宅や施設の老人福祉の現場における人権問題について、関係者が相互に意見を出し、情報の交換を行い、いろいろな角度から研究することにより、自らの研鑽を深めると共に、人権の尊重される福祉現場の実現に寄与することを目的として、湯浅町の社会福祉協議会、老人福祉施設、人権福祉関係課室、また有田振興局の人権福祉関係部署の職員をメンバーとして発足しました。

会においては、会員による定例会のほか、有田管内の老人福祉施設の職員の方々を対象とした研修会などを開催しています。